

**東北地方太平洋沖地震により被害を受けた者等に係る建築物の  
建築確認申請手数料を免除する対象と取扱いについて**

令和 5 年 3 月  
建設部建築住宅課

平成 23 年 12 月 19 日から、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた者等に係る建築物の建築確認申請手数料等を免除しているが、その適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長するものです。  
なお、その他の取扱いは従前のおりとします。

1 免除対象となる「被害」

- ①平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及び引き続き発生した余震により、住宅（一戸建て、長屋等の専用住宅をいう。以下同じ。）又は建築物（兼用住宅を含む。以下同じ。）に半壊以上の被害を受けた場合（以下「地震被害」という。）
- ②東京電力福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等に設定された以下の区域内に住宅又は建築物が所在する場合（以下「原発被害」という。）

設定された区域	設定された日
警戒区域	平成 23 年 4 月 22 日
計画的避難区域	平成 23 年 4 月 22 日
緊急時避難準備区域	平成 23 年 4 月 22 日
福島第一原子力発電所から 30 km の範囲	平成 23 年 3 月 15 日
特定避難勧奨地点	随時設定

2 免除対象となる「申請者」

- ①「地震被害」の場合
  - 市町村から発行される半壊以上の「り災証明書」等の交付を受けている所有者又は居住者（その相続人や家族を含む。以下同じ。）
- ②「原発被害」の場合
  - 市町村から発行される原発被害に基づく「被災証明書」等の交付を受けている所有者又は居住者

3 免除対象となる「手数料」

「確認申請手数料（計画変更申請手数料を含み、構造計算適合性判定手数料は除く。）」、「中間検査申請手数料」、「完了検査申請手数料」及び「承認、許可及び認定申請手数料」

4 免除対象となる「申請」

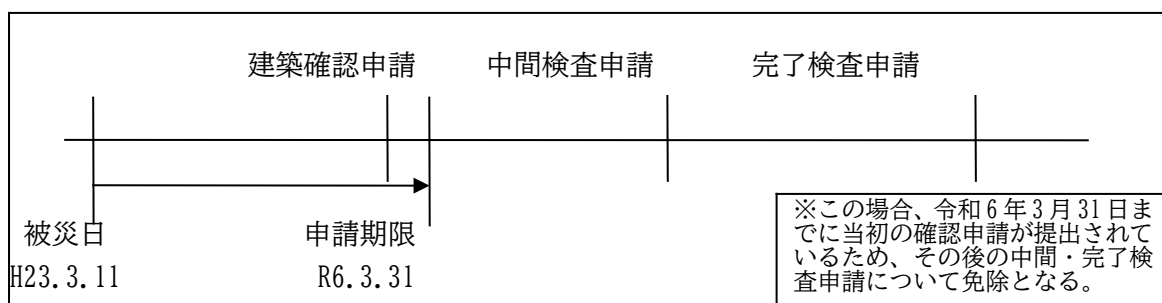
- ①被災住宅に代わる住宅の新築、増築、改築、若しくは移転に係る各申請、または、被災住宅の新築、増築、改築、若しくは移転に係る各申請

②被災建築物に代わる建築物の新築、増築、改築、若しくは移転に係る各申請、または、被災建築物の新築、増築、改築、若しくは移転に係る各申請、ただし、建築等を行う建築物の面積（兼用住宅の場合は、住宅以外の用途に供する部分の面積）が被災建築物の当該面積の1.5倍を越える範囲は免除対象外

## 5 免除に関する留意事項

①令和6年3月31日までに建築物の建築等に係る当初の申請（許可、指定、認定又は建築確認）が行われたものは、その後の申請（中間検査、完了検査（付帯する擁壁等の工作物に係る各種申請を含む。））手数料を免除する。

### ○申請のイメージフロー（地震被害の場合）



②免除対象には、住宅や建築物の付属棟（不可分の関係にあるもの）も含まれる。

## 6 免除を受けるために必要な添付書類

①「建築確認関係申請手数料免除申請書」（別添様式）に該当する市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」を添付してください。（証明書は写しでも可）

②り災証明書又は被災証明書の申請者と確認申請等の申請者が異なる場合は、その家族であることを確認するため、住民票を添付してください。

## 7 免除規定が適用される主な事例

免除規定の適用に当たっては、別添の「事例」を参考にしてください。